(作成日:平成21年6月22日) (最終更新日:令和5年9月1日)

ロシア向け輸出水産食品の取扱要綱

1 目的

この要綱は、ロシア向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号)第20条に基づく適合施設の認定及び第21条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ロシア向け輸出水産食品:我が国からロシアに輸出される別添1に掲げる食用の水産動物及びそれらの加工品
- (2) 認定施設:ロシア向け輸出水産食品を最終加工する施設若しくは最終保管する施設又はロシア向け輸出水産動物を養殖している施設であって、本要綱に基づき認定された施設
- (3) 食品監視安全課:厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課
- (4) 畜水産安全管理課:農林水産省消費·安全局畜水産安全管理課
- (5) 加工流通課:水產庁漁政部加工流通課
- (6) 証明書:ロシア向け輸出水産食品のための動物・食品衛生証明書
- (7) 認定施設責任者:認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (8) 輸出者:認定施設で最終加工若しくは最終保管又は養殖されたロシア向け輸出水産食品を輸出しようとする者
- (9) 証明書発行機関:農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和 元年法律第57号)に定める登録認定機関
- (10) 都道府県等衛生部局: 都道府県、保健所設置市又は特別区における衛生主管部局
- (11) 魚病検査機関:都道府県又は別添2の手続に従い畜水産安全管理課により認定された魚病に係る検査機関

3 施設の認定手続等

- (1) 認定施設の要件
 - 認定施設は、次のいずれかに該当する施設とする。
 - ア 食品衛生法 (昭和22年法律第233号) 第55条に基づく営業許可を有し、又 は食品衛生法第57条に基づく営業届出を行っている施設
 - イ 条例等による食品製造等の営業許可を有する又は営業に係る届出等を 行っている施設
 - ウ 「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設
 - エ 「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設
 - オ 「アメリカ合衆国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設
 - カ 認定時より2年前から持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号) 第2条第

2項の特定疾病(本要綱において「特定疾病」という。)が発生していない養殖漁場

(2) 施設認定手続

- ア 施設認定を受けようとする者は、別紙様式1の申請書を、(1)の要件 を確認するために必要な書類((1)のア及びイにあっては、営業許可証 又は届出書の写し等)を添付し、証明書発行機関宛て提出すること。
- イ 証明書発行機関は、アにより申請を受けたときは、提出のあった書類 及び農林水産省のホームページにより、(1)のカについては畜水産安全 管理課に確認し、(1)の要件に適合しているかどうか審査した後、問題 がない施設については証明書発行機関が認定番号を付して、別紙様式2の 報告を加工流通課に提出すること。
- ウ 「認定番号」は、施設ごとにRUに続けて、上 2 桁は証明書発行機関認定番号、 2 桁目以降に当該施設の番号を0001 から付すこと(例:RU \bigcirc 00001)。また、当該施設が保管施設(「食品の冷凍又は冷蔵業」等)の場合にはCS(Cold Storage facilitiesを意味するもの)を、養殖施設((1)のカ)の場合にはAC(Aquaculture facilities)を末尾に付す(例:RU \bigcirc 00001CS)。加工施設等の場合には末尾にアルファベットは付さない。
- エ 加工流通課は、証明書発行機関による別紙様式2の報告の内容を確認の上、 食品監視安全課、畜水産安全管理課及び証明書発行機関に当該施設を認定 する旨を連絡する。連絡を受けた食品監視安全課は都道府県等衛生部局 に、証明書発行機関は施設認定申請者にそれぞれその旨を連絡する。
- オ 加工流通課は、農林水産省のホームページ上で認定施設リストを公表する。 公表時点をもって、当該施設を本要綱に基づき認定された施設として取り扱う。

(3) 認定施設に関する認定事項の変更等

- ア 認定施設責任者は、認定事項の変更があるときは、別紙様式3の申請書 を、変更内容が確認できる書類を添付し、証明書発行機関に提出するこ と。
- イ 認定施設責任者は、認定施設の認定を廃止するときは、別紙様式4の申 請書を証明書発行機関に提出すること。
- ウ 認定施設の変更・廃止の連絡及び公表は、(2) イからオまでに準じて 手続を行う。

(4) 認定施設の定期確認

- ア 都道府県等衛生部局は、(1)アからオまでにより認定を受けた管内の認定施設について、食品衛生法で規定する監視指導の際に営業の許可の取消し事由が存在する等の問題が認められたときは、食品監視安全課に報告することとし、当該報告を受けた食品監視安全課は、加工流通課に連絡を行う。
- イ 認定施設責任者は、アの監視指導を受けたときは、その都度、証明書発行 機関に内容を報告すること。
- ウ 証明書発行機関は、イに基づき認定施設責任者から提出される監視指導内容の報告により、認定施設が(1)アからオまでに規定するいずれかの要件に適合していることを確認し、当該内容等を加工流通課に連絡すること。
- エ (1) カにより認定を受けた認定施設について、都道府県から畜水産安全管理課に特定疾病の発生が報告されたときは、畜水産安全管理課は、加工流通課に連絡を行う。

(5) 認定の取消し等

- ア 食品監視安全課、畜水産安全管理課、加工流通課又は証明書発行機関は、以下のいずれかに該当する場合は、認定施設の取消しを行うことができる。
- ① (4)の定期確認の結果等により、(1)の要件に適合しなくなったと認める場合において、認定施設責任者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによってもなお改善されないとき。
- ② 認定施設が不正な手続により認定を受けたものであることが判明したとき。
- ③ 認定施設責任者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受けたことが判明したとき。
- ④ その他相当の理由があると認めるとき。
- イ 認定の取消しの連絡及び公表は、(2)イからオまでに準じて行う。

4 特定疾病に関する検査

輸出者は、ロシア向け輸出水産食品が、持続的養殖生産確保法施行規則(平成11年農林水産省令第31号)第1条の表の上欄に掲げる水産動植物のうち生きているものである場合は、5 (1)の申請に先立って、魚病検査機関が実施する特定疾病に関する検査の申請を行う。申請を受け、魚病検査機関はサンプルの採取を行うとともに、別添4の2に掲げる検査を行い、輸出者に対し試験成績書を発行する。なお、検査の結果、当該水産動植物が特定疾病にかかっている場合、又はかかっている疑いがある場合には、魚病検査機関は直ちにその旨畜水産安全管理課に連絡を行う。

5 証明書の発行

(1) 証明書の発行手続等

輸出者は、ロシア向け輸出水産食品について輸出を行うごとに、別紙様式5の申請書に次の書類を添付して、証明書発行機関宛て提出すること(ウは申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること。)。なお、電子メール又は輸出入・港湾情報処理システム(本要綱において「NACCS」という。)による申請を行うときは、別添3によること。

- ア インボイスの写し
- イ パッキング・リストの写し
- ウ 船荷証券 (BL) 又は航空貨物運送状 (AWB)の写し
- エ 4の試験成績書(4の検査を受けた場合のみ)
- オ 食品衛生法第27条の規定に基づく食品等輸入届出書(ロシア向け輸出 水産食品の主原料が輸入品である場合のみ)
- カ 別添5の4に規定する官能検査の検証を実施したことが確認できる書類を有する者は、直近の当該書類の写し

(2) 証明書の発行要件

証明書の発行は、次に掲げる要件全てを満たすものに対して行うものと する。

ア 3 (1) のアからオの規定により認定された認定施設において最終加工又は最終保管されたものであること (イに該当する場合を除く。)。 ふぐを輸出する場合にあっては、別添6の取扱いによるものであること。

- イ 3 (1) のカの規定により認定された認定施設で養殖されたものであること(当該食品が持続的養殖生産確保法施行規則第1条の表の上欄に掲げる養殖水産動植物のうち生きているもののみ。)
- ウ 別添4の1に規定する検査を行い、同4の1 (2) に掲げる検査基準 を満たしているものであること。ただし、認定施設が、次のaからcまで のいずれかの要件に該当する場合、証明書発行機関による輸出の都度の 官能検査及び標章の貼付確認(本要綱において「官能検査等」という。) を省略することができる。
 - a. 「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定を受けている施設及び輸出品目であること。
 - b. 「アメリカ合衆国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定を受けている施設及び輸出品目であること。
 - c. 別添5に示す運用に基づく手続を実施していること。
- エ 別添4の2に規定する検査を行い、同4の2(3)に掲げる検査基準 を満たしているものであること(当該食品が持続的養殖生産確保法施行 規則第1条の表の上欄に掲げる養殖水産動植物のうち生きているものの み。)
- オ 関税法 (昭和29年法律第61号) 第2条第1項第4号に規定する「内国貨物」であること

(3) 証明書の発行

証明書発行機関は、(2)に適合すると判断された場合には、以下の点に留意しつつ別紙様式7の証明書に必要事項を記入の上、証明書原本に検査責任者が署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に速やかに発行するとともに、その写し及び別紙様式5を保存する。

- ア 記載する用語については、基本的に英語記載とすること
- イ 「Reference No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと
- ウ 証明書に使用する用紙については加工流通課の指示に従うこと

(4) 証明書の返却等

- ア 輸出者は、予定していた輸出が中止になり証明書が不要になったとき は、証明書発行前にあっては、別紙様式6の取消願を、発行を申請した証 明書発行機関に提出すること。
- イ 既に証明書が発行されていたときにあっては、速やかに証明書原本を、 別紙様式6の取消願とともに発行を受けた証明書発行機関に返却すること。 なお、この場合、証明書発行機関の長は、中止された輸出に関する証明書 の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わ ない。

(5) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、食品監視安全課、 畜水産安全管理課及び加工流通課との協議の上、当該輸出者に対する証明 書の発行を停止することができる。

- ア 提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその 疑いがあるとき。
- イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申 請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確

保されないと判断されるとき。 ウ その他相当の理由があると認められるとき。

(6)報告

証明書発行機関は、加工流通課の指示に従い、証明書発行件数等について、ロシア政府及び加工流通課長宛て報告を行う。

6 その他

(1) 認定施設責任者及び輸出者自らの衛生管理について

認定施設責任者及び輸出者はロシアの獣医学上及び衛生学上の規則及び 条件について自ら情報収集を行うとともに、ロシア向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、輸出水産食品に関する自 主的な衛生管理に努めること。

(2) 違反した輸出水産食品等に対する対応

食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は、ロシアの獣医学上及び衛生学上の規則及び条件に違反した旨の連絡をロシア政府から受けるなど、ロシア向け輸出水産食品に問題が発生したときは、証明書発行機関に連絡するとともに、認定施設責任者及び輸出者に対し原因究明及び改善の指示、検査の強化等適切な措置をとるものとする。

この場合において、食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題点が改善されたと判断したときは、検査の強化等の措置を解除することができる。

(3) ロシア政府との協議

食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は、(2)に定める もののほか、ロシア政府からの違反連絡等があったときは、ロシア側と協 議の上、適切な措置をとるものとする。